

「整備地域等不燃化集中促進事業」の創設と「不燃化特区制度」の拡充を行い、整備地域等の不燃化を加速していきます。

## 整備地域等不燃化集中促進事業の創設【R8年度の新規】

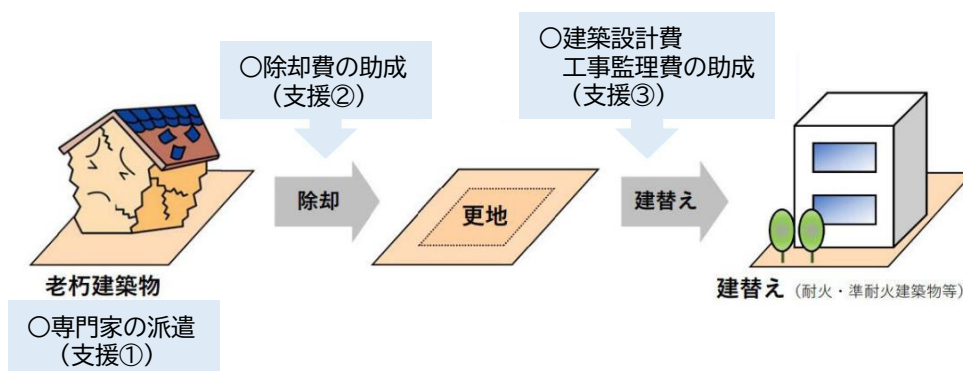
### 事業概要

整備地域や防災環境向上地区の局所的に不燃化が進まない区域の防災性向上に向けて、防火規制の強化と併せて、老朽建築物除却や建替え促進を支援

### 補助内容

- ① 専門家派遣支援(まちづくりコンサルタント派遣、無接道敷地等対策コーディネーター派遣、士業派遣、戸別訪問の助成)
- ② 老朽建築物除却支援(除却費の助成)
- ③ 建替え促進支援(建築設計費・工事監理費の助成)

<イメージ図>



## 不燃化特区制度の支援拡充等【R8年度の拡充】

### 不燃化特区制度の延長

不燃化に向け一歩踏み込んだ取組として行ってきた、老朽建築物の除却や建替えへの助成、固定資産税等の減免などの特別な支援を、**2030(令和12)年度まで5年間延長**

### 事業実施地区

17区、44地区、約3,020haにおいて、事業を実施

### 支援策の拡充

#### ○高齢者世帯への建替え加算助成支援 新設

- ・高齢者世帯と子世帯等が同居するための建替えを支援
- ・高齢者世帯の居住面積増加に係る建築費用の一部を助成

#### ○無接道敷地等解消促進支援 新設

- ・建替えが進みにくい無接道敷地の解消を支援
- ・隣接地との敷地統合による無接道敷地の解消に必要な測量費・登記費等を助成

<イメージ図> ○隣接地との敷地統合による「無接道敷地」の解消

